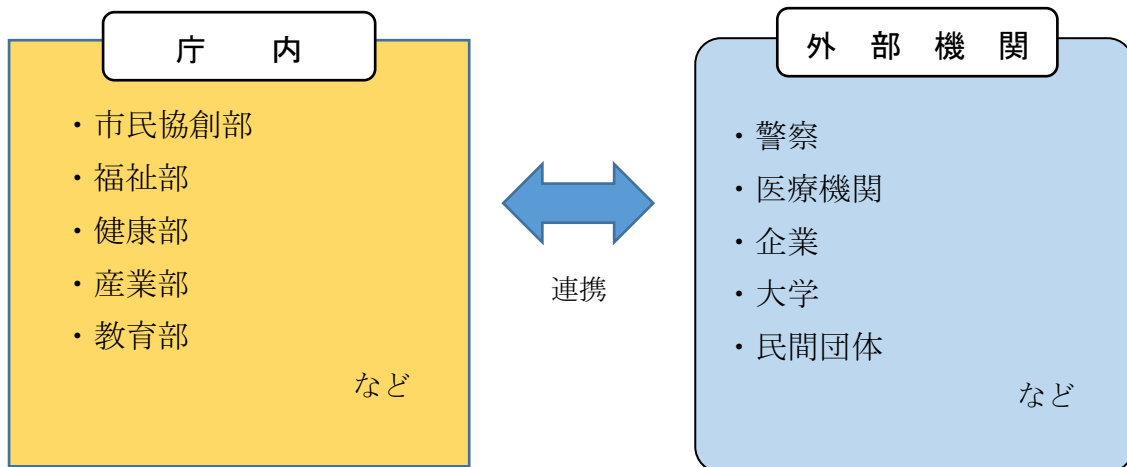


第5章 計画の推進にあたって

1 計画の総合的な推進体制

「豊橋市自殺対策計画」を推進するために、社会全体で取り組めるよう関係機関との総合的な推進体制を構築していきます。

推進にあたっては、市長を会長とした庁内の関係部署からなる自殺対策会議を設置し、市における総合的な対策を推進します。同時に、関係機関や民間団体等で構成する会議等も開催し、広く地域のネットワークの参画を得て推進していきます。



2 計画の評価・管理

計画における各事業の進捗状況について、毎年または適時適切に把握、確認を行います。取組における庁内の評価・進捗管理は外部の意見も踏まえ、PDCA サイクルに基づき行います。

また、市民を取り巻く社会情勢や制度改正など、大幅な変化が生じ実情に合わないような場合には、随時見直しを検討します。